

青森県報

号外第六十一号

平成十九年
六月二十二日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県副知事定数条例附則第二項の規則で定める日を定める規則…………… (人事課) …… 一

規 則

青森県副知事定数条例附則第二項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十二号

青森県副知事定数条例附則第二項の規則で定める日を定める規則

青森県副知事定数条例 (平成十九年三月青森県条例第三号) 附則第二項の規則で定める日は、平成十九年六月三十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭